

養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例等について

(平成 25 年 4 月 1 日横福指第 20 号)

(平成 27 年 7 月 1 日一部改正横福高第 183 号)

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例（平成 24 年横須賀市条例第 58 号。以下「条例」という。）及び養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年横須賀市規則第 29 号。以下「規則」という。）を平成 25 年 4 月 1 日に施行したところであるが、条例及び規則に定める基準の趣旨及び内容は次のとおりとする。

記

第 1 一般的な事項

1 条例第 2 条（基本方針）は、養護老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総括的に規定したものである。養護老人ホームは、これまで、「経済的理由」及び「身体上若しくは精神上の理由又は環境上の理由」により在宅での生活が困難な高齢者向けの入所措置施設として位置付けられていたところである。しかし、平成 18 年 4 月に施行された改正老人福祉法により、措置の理由を「経済的理由」及び「環境上の理由」に限定し、入所者の要介護ニーズについては介護保険サービスにより対応することを可能にするとともに、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援、社会復帰の促進を資する助言・指導に努めなければならない施設であるとの性格を明確にした。第 1 項は、こうした趣旨を踏まえ、養護老人ホームにおけるケアの在り方の基本方針について示したものである。

なお、第 3 項の「適切な処遇」とは、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われることをいい、敷地の衛生及び安全等について定めた建築基準法第 19 条、第 43 条及び同法施行令第 128 条の規定に定める要件を満たすとともに、入所者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動等による影響、交通、水利の便等を考慮して設置、運営されるべきものである。

2 構造設備の一般原則（条例第 3 条）

条例第 3 条（構造設備の一般原則）は、養護老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、養護老人ホームの配置、構造設備が本条例及び建築基準法等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生及び防災の万全を期すべきことを趣旨とするものである。

3 設備の専用（条例第 4 条）

条例第 4 条（設備の専用）は、養護老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できる状態でなければならないので、原則として、これらを当該養護老人ホームの専用とすべきこととしたものである。なお、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書きを適用することとする。

4 職員の資格要件（条例第 5 条）

条例第5条（職員の資格要件）は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあっては養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあっては入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

なお、支援員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てることとする。

5 職員の専従（条例第6条）

条例第6条（職員の専従）は、入所者の処遇の万全を期すために、養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであり、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また、当該養護老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えないこととする。したがって、養護老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。

なお、ただし書きの規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護師、准看護師（以下、「直接処遇職員」という。）については適用すべきではない。また、他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用できるものとする。

6 運営規程（条例第7条）

条例第7条（運営規程）は、養護老人ホームの効果的な運営及び入所者に対する適切な処遇を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを義務付けたものであるが、特に次の点に留意することとする。

（1）入所定員（第3号）

入所定員は、養護老人ホームの専用の居室の利用人員数の合計とする。

（2）入所者の処遇の内容（第4号）

入所者の処遇の内容とは、日常生活を送る上での1日の日課やレクリエーション、年間行事等を含めた処遇の内容を指すものである。

（3）施設の利用に当たっての留意事項（第5号）

養護老人ホームを利用する際に、入所者が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものである。

（4）非常災害対策（第6号）

「7　非常災害対策」に定める非常災害に関する具体的な計画を指すものである。

（5）その他施設の運営に関する重要事項（第7号）

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくよう努めることとする。

7 非常災害対策（条例第8条）

（1）条例第8条は、養護老人ホームは、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。

（2）条例第8条第1項に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消

防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないとしたものである。

- (3) 条例第 8 条第 1 項に定める「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうものである。なお、この場合、消防計画の作成及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている養護老人ホームにあってはその者に行わせるものとする。
- (4) 条例第 8 条第 1 項に定める「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底とともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるここととしたものである。なお、養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号社会局長、児童家庭局長連名通知）等によるものとする。

8 記録の整備（条例第 9 条）

条例第 9 条（記録の整備）は、養護老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該養護老人ホーム実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものである。なお、社会福祉法人が整備すべき会計経理に関する記録については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）によるものとする。なお、条例第 9 条第 2 項各号に定める入所者の処遇等に関する記録等は、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 運営に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 条例、定款及び施設運営に必要な諸規程
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 入所者に関する記録

- ア 入所者名簿
- イ 入所者台帳（入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの）
- ウ 入所者の処遇に関する計画
- エ 処遇日誌
- オ 献立その他食事に関する記録
- カ 入所者の健康管理に関する記録
- キ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ク 行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ケ 入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(3) 会計経理に関する記録

- ア 収支予算及び収支決算に関する書類
- イ 金銭の出納に関する記録
- ウ 債権債務に関する記録
- エ 物品受払に関する記録
- オ 収入支出に関する記録
- カ 資産に関する記録
- キ 証拠書類綴

9 経理の原則

養護老人ホームの運営に伴う収入及び支出は、経営主体である地方公共団体又は社会福祉法人の予算に必ず計上し、会計経理に当たっては、収支の状況を明らかにしなければならない。

なお、養護老人ホームにおける運営費の運用については、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）によるものとする。

第 2 規模及び設備に関する事項

1 規模（条例第 10 条）

- (1) 養護老人ホームの規模は、当該養護老人ホームの効果的な運営及び入所者に対する処遇の適正を期するために、常時 20 人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、常時 10 人以上）を入所させ得る規模を有すべきこととしたものである。
- (2) 法第 15 条の規定により養護老人ホームを設置し又は設置の認可をする際の入所定員は、当該養護老人ホームの有する規模を超えてはならず、また、20 人未満（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10 人未満）としてはならないこと。

2 設備の基準（条例第 11 条・条例附則第 6 項）

- (1) 養護老人ホームの建物のうち、居室、静養室、食堂等入所者が日常継続的に使用する設備を有するものについては建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物としなければならない。
- (2) 条例第 11 条第 2 項に定める「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断することとする。
 - ア 基準第 11 条第 2 項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。
 - イ 入所者の身体的、精神的特性にかんがみた日常における又は火災時の火災に係る安全性が確保されていること。
 - ウ 施設長及び防火管理者は、当該養護老人ホームの建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。
 - エ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該養護老人ホームの建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。
- (3) 養護老人ホームの設備は、当該養護老人ホームの運営上及び入所者の処遇上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより養護老人ホームの効果的な運営が図られ、

かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができることとした。なお、養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならぬこととする。

- (4) 静養室、食堂、便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮することとする。
- (5) 条例第11条第4項第1号エの「収納設備」とは押入（これに代わるものとして設置したタンス等を含む。以下同じ。）を、また、附則第6項に定める「収納設備等」とは、押入、床の間、踏み込みその他これらに類する設備をいうものである。
- (6) 養護老人ホームにおける廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。
- (7) 医務室は、入所施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく市長の許可を得ることとする。
- (8) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けることとする。
- (9) 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有することとする。
- (10) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けることとする。
- (11) 経過措置（条例附則第6項）

平成18年4月1日に現に存する施設（建築中のものも含む。）については、第11条第4項第1号イ（居室面積）の規定はしない。この場合において、平成18年4月1日に現に基本設計が終了している施設又はこれに準ずるものと認められる施設についても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱う。なお、「これに準ずると認められるもの」とは、平成18年4月1日に養護老人ホームを開設する者が確定しており、かつ、当該開設者が当該事業の用に供する用地を確保しているものであって、平成18年度中に確実に建物の着工が見込まれる程度に具体的な構想に至っていると都道府県知事が認めるものをいう。

第3 職員に関する事項

1 職員数

- (1) 職員については、適切な養護老人ホームの運営が確保されるよう、第12条に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保することとする。
- (2) 用語の定義（条例第12条・規則第1条及び第3条）

ア 「常勤換算方法」

当該養護老人ホームの職員の勤務延時間数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。

イ 「勤務延時間数」

勤務表上、当該養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

ウ 「常勤」（規則第1条）

当該養護老人ホームにおける勤務時間が、当該養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。当該施設に併設される他の事業の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行うことができると考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、養護老人ホームに特別養護老人ホームが併設されている場合、養護老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

エ 「前年度の平均値」（規則第3条）

- (ア) 条例第12条第3項における「前年度の平均値」とは、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点2位以下を切り上げるものとする。
- (イ) 新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、居室の利用人員数の合計の90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。
- (ウ) 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。
- (3) 条例第12条第2項の「視覚又は聴覚に障害のある入所者」とは、規則第2条に定める次の者をいう。
- ア 視覚障害者
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が1級又は2級若しくは、これに準ずる視覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障が認められる視覚障害を有する者。
- イ 聴覚障害者
身体障害者手帳の障害の程度が2級又はこれに準ずる聴覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者。
- (4) 条例第12条第2項の「定員の7割を超える」という要件は、当該年度の前年度における（4）に該当する入所者の延数を当該施設の定員の延数で除して得た数が、0.7を超える場合であれば満すものとする。また、当該規定の適用に際し、視覚、聴覚のいずれにも障害を有する入所者については、当該入所者の1人をもって視覚又は聴覚に障害のある入所者2人に相当するものとみなして計算するものとする。
- (5) 条例第12条第10項の取扱いに当たっては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）及び「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年8月20日社施第160号）に準じて適切に行うこととする。
- (6) 条例第12条の規定により置くべき職員数は、別表に掲げるとおりとする。

第4 居室の入所人員（条例第13条・附則第2条）

平成 18 年 4 月 1 日に現に存する施設（建築中のものも含む。）については、居室の入所人員の規定は適用しない。この場合の取扱いについては、第 2 の 2 の(11)と同じである。

第 5 処遇に関する事項

1 入退所（条例第 14 条）

- (1) 条例第 14 条第 1 項は、養護老人ホームに入所しようとする者に対し、日常生活の自立を図るとともに社会復帰を目指すうえでどのような生活支援が必要であるかについて判断するため、その者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、解決すべき問題の状況を明らかにすることが重要であると規定したものである。
- (2) 条例第 14 条第 2 項は、入所者が再び在宅において生活できるかどうかについて常に配慮し、退所が可能となった場合を念頭に置きつつ、在宅での生活に資する処遇を行うことが必要であることを規定したものである。
- (3) 条例第 14 条第 3 項は、入所者が在宅において生活することができると判断される状態となった場合には、その者が円滑に在宅での生活に移行できるよう、本人又は家族との話し合いの場を設けること等により、在宅復帰後における不安や疑問の解消を図るとともに、在宅における自立した日常生活の継続に資する助言や指導等、必要な援助を行うよう努めるべきことを規定したものである。
- (4) 条例第 14 条第 4 項は、退所が可能となった入所者の退所を円滑に行うとともに、自立した生活を継続させるため、主として主任生活相談員及び生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努めるべきことを規定したものである。
- (5) 条例第 14 条第 5 項は、退所した入所者が、自立した生活を継続するために、当該者やその家族に対する継続的な支援を行うことが重要であり、当該者が在宅において生活を営むうえで解決すべき課題を抱えている場合等には、地域包括支援センター等との連携を通じるなどして、必要に応じ、入所者又はその家族等に対し、健康、生活状況等に関する相談に応じる等、適切な援助をするよう努めるべきことを規定したものである。

2 入所者の処遇に関する計画（条例第 15 条）

- (1) 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制してはならないこととする。
- (2) 当該処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等（介護保険法第 7 条第 18 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ）を利用している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意することとする。また、入所者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている場合には、特定施設の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画の内容について留意する。
- (3) 当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものである。
- (4) 養護老人ホームの特性に沿った処遇計画の在り方については、今後、研究を行う必要があるが、当分の間、当該処遇計画は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）等を参考に作成するものとし、入所者の個別支援に資する適切な手法により行うこととする。

3 処遇の方針（条例第 16 条）

- (1) 条例第 16 条第 1 項は、養護老人ホームが、入所者の自立した日常生活に資する支援と社会復帰の促進を図ることを目指す施設であることを十分に踏まえ、処遇に当たらなければならないことを規定したものである。
- (2) 条例第 16 条第 3 項に定める「処遇上必要な事項」とは、処遇計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。また、入所者が指定居宅サービス等を利用している場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意することとする。
- (3) 条例第 16 条同条第 4 項及び第 5 項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。なお、条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は 5 年間保存しなければならない。

4 食事（条例第 17 条）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

(1) 食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこととする。

(2) 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこととする。

また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けることとする。

(3) 適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降とすることとする。

(4) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができるここととする。

(5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要である。

(6) 栄養食事相談

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要がある。

(7) 食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が 50 人を超えない養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えなければならない。

5 生活相談等（条例第 18 条）

- (1) 条例第 18 条第 1 項の規定は、常時必要な指導を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。なお、相談に当たっては、管理規程に従うべきことは勿論であるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当である。
- (2) 条例第 18 条第 3 項は、養護老人ホームは、要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこととする。
- (3) 条例第 18 条第 4 項は、養護老人ホームは、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。
- (4) 条例第 18 条第 5 項は、養護老人ホームは、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域への行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。
- (5) 養護老人ホームは、入所者の生活意欲の増進等を図るために、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に、常に参加できるようその機会を与えるとともに、日常生活及びレクリエーション行事の実施等に当たっても、その効果を配慮することとする。
- (6) 生活相談等に当たっては、いたずらに入所者を強制し自由を拘束してはならない。

6 居宅サービス等の利用（条例第 19 条）

養護老人ホームは、入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、入所者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を行わなければならないことを規定したものである。

7 健康管理（条例第 20 条）

- (1) 養護老人ホームは、入所者の健康管理に努めることとする。なお、養護老人ホームが行う入所者に対する健康診断は、各人の身体的状況等を考慮のうえ、「保健事業実施要領」の基本健康診査の検査項目に準じて行うこととする。
- (2) 職員については、労働安全衛生規則又は地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行うこととする。
- (3) 定期的に調理に従事する職員の検便を行うこととする。

8 生活相談員の責務（条例第 22 条）

- (1) 条例第 22 条第 1 項の規定は、養護老人ホームの生活相談員の責務を定めたものである。生活相談員は、条例第 15 条の業務のほか、処遇計画に則った支援が行われるよう、必要に応じ、当該養護老人ホームの職員の業務について調整を行うとともに、施設外の保健福祉サービスを行う者や市町村等、必要な機関との調整を行うことを基本とし、そのうえで、第 1 号から第 3 号までに掲げる業務を行うものである。
- (2) 条例第 22 条第 2 項に規定する主任生活相談員は、相談援助に係る業務について経験を

有する生活相談員等が行うものであり、他の生活相談員の業務に対する指導的役割を担うものである。

- (3) 条例第 22 条第 3 項の生活相談員が置かれていない場合とは、定員 30 人以下で、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けているときを指すものである。

9 勤務体制の確保等（条例第 23 条）

条例第 23 条は、入所者に対する適切な処遇の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものである。このほか次の点に留意するものとする。

- (1) 条例第 23 条第 1 項は、養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすることを定めたものである。
- (2) 条例第 23 条第 2 項は、職員の勤務体制を定めるに当たっては、第 16 条第 1 項の処遇の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立った処遇を行わなければならないこととしたものである。
- (3) 条例第 23 条第 3 項は、当該養護老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研究機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものである。

10 衛生管理等（条例第 24 条・規則第 4 条）

- (1) 条例第 24 条第 1 項は、養護老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

ア 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生法上必要な措置を講ずることとする。

イ 養護老人ホームは、常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年 1 回以上大掃除を行うこととする。

ウ 養護老人ホームは、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこととする。

エ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、国（厚生労働省）から別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じることとする。

オ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこととする。

- (2) 条例第 24 条第 2 項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとする。

ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
(ア) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員)により構成することとする。なお、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることとする。また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用するよう努めることとする。

(イ) 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね 3 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

(ウ) 専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策担当者は看護師とするよう努めることとする。

(エ) 感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、条例第29条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することができる。

イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

条例第24条第2項第2号に定める養護老人ホームにおける「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定することとする。平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排体積泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌物、排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>)を参照することとする。

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

(ア) 条例第24条第2項第3号に定める支援員その他の従事者に対する「感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

(イ) 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、イの指針を周知することが必要がある。

(ウ) 研修の実施内容は、記録することとする。研修の実施は、職員研修施設内での研修とすることができる。

エ 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であっても、一定の場合を除き、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条第2項に規定する正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、支援員その他の従事者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。

(3) 条例第24条第2項第4号に規定する感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年厚生労働省告示第268号）に掲げる手順によるものとする。

11 協力病院等（条例第25条・条例附則第2項）

(1) 条例第25条は、養護老人ホームでは対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる一以上の協力病院を、また、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関をあらかじめ定めることを規定したものである。

(2) 条例第25条第1項の協力病院及び第2項の協力歯科医療機関は、養護老人ホームから

近距離にあることが望ましい。

- (3) 条例附則第2項は、条例の施行の際現に存する養護老人ホームにおいては、協力歯科医療機関は、平成25年9月30日までに定めることとしたものである。

12 秘密保持等（条例第26条）

- (1) 条例第26条第1項は、養護老人ホームの職員に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。
- (2) 条例第26条第2項は、養護老人ホームに対して、過去に当該養護老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を措置を取ることを義務付けたものであり具体的には、養護老人ホームは、当該養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

13 苦情処理（条例第27条）

- (1) 条例第27条第1項にいう「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、
ア 施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決定する。
イ 施設内における苦情解決の手続を明確にする。
ウ 苦情受付の窓口及び苦情解決のため手続を入所者及び施設職員等に対し周知する。等の措置である。

なお、他の関連する事項については、「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」（平成12年8月22日障第615号、老発第598号、児発第707号厚生大臣官房障害保健福祉部長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）によるものとする。

- (2) 条例第27条第2項は、苦情に対し養護老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（養護老人ホームの提供する処遇とは関係ないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、養護老人ホームは、苦情が処遇の質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、処遇の質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、条例第9条第2項の規定に基づき苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。

14 地域との連携等（条例第28条）

- (1) 条例第28条第1項は、養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

- (2) 条例第28条第2項は、条例第2条第3項の趣旨に基づき、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

15 事故発生時の対応（条例第29条）

- (1) 事故発生の防止のための指針（第1項第1号）

養護老人ホームが整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ア 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- イ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかつたが介護事故が発生しそうになつた場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下、「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針
- オ 介護事故発生時の対応に関する基本方針
- カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他の介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

(2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底（第1項第2号）

養護老人ホームが、報告、改善の方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではない。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ア 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
- イ 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、介護事故等について報告すること。
- ウ 条例第29条第1項第3号の事故発生の防止のための委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- カ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

(3) 事故発生時の対応

養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

なお、条例第9条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5間保存しておかなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ア 養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくよう努めることとする。
- イ 養護老人ホームは、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することを求めるものである。

別表

養護老人ホーム等職員配置表

1 養護老人ホーム

① 共通職員分

(単位:人)

入所者 職種	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	500
施設長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
看護職員	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	
栄養士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
医師	(入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数)																													
その他の職員	(養護老人ホームの実情に応じた適当数)																													

② 特定施設の指定を受けていない場合

(単位:人)

入所者 職種	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	500
主任生活相談員	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	
生活相談員	0	0	1	1	1	2	2	2	3	2	2	3	3	3	4	4	4	5	5	4	5	5	5	6	6	6	7	7	12	
主任支援員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
支援員	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15	15	16	17	17	18	19	33	

③ 特定施設の指定を受けている場合

(単位:人)

入所者 職種	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	500
主任生活相談員	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	
生活相談員	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

(単位:人)

一般入所者 職種	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	500
主任支援員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
支援員	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15	15	16	17	17	18	19	19	33

2 盲(聴)養護老人ホーム

① 共通職員分

(単位:人)

入所者 職種	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130
施設長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
看護職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3
栄養士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
医師	(入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数)											
その他の職員	(盲養護老人ホームの実情に応じた適当数)											

② 特定施設の指定を受けていない場合

(単位:人)

入所者 職種	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130
主任生活相談員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
生活相談員	1	1	2	2	2	3	3	3	4	3	3	4
主任支援員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
支援員	3	4	5	6	7	9	10	11	13	13	15	17

(③) 特定施設の指定を受けている場合

(単位：人)

入所者 職種	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130
主任支援 員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
支援員	3	4	5	6	7	9	10	11	13	13	15	17